

概要版

芝山町

第4次障がい者計画・
第5次障がい福祉計画・
第1次障がい児福祉計画



芝山町キャラクターしばっくん

芝山町

◆ 計画策定の趣旨

本町では、平成 24 年 3 月に障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として「第 3 次芝山町障がい者計画」を策定し、“互いに自立し、支えあい、交流する福祉のまち”を基本理念として、広範な障がい者福祉事業やサービスの提供に取り組んできました。また、平成 27 年 3 月には、「第 4 次芝山町障がい福祉計画」を策定し、自立支援給付や地域生活支援事業等の円滑な実施に向け、各年度における必要なサービス量等を見込み、必要なサービスが障がい者に提供されるよう取り組んできました。

この間、平成 27 年 1 月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」「改正発達障害者支援法」の施行に加えて、「改正総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施にさらに取り組んでいくことになりました。このように障がい者を取り巻く状況が大きく変化している中、芝山町においても、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「障がい者計画」「障がい福祉計画」の改訂に加え、第 1 次となる「障がい児福祉計画」を新たに策定しました。

◆ 計画期間

第 4 次障がい者計画の期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 か年、第 5 次障がい福祉計画及び第 1 次障がい児福祉計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年とします。

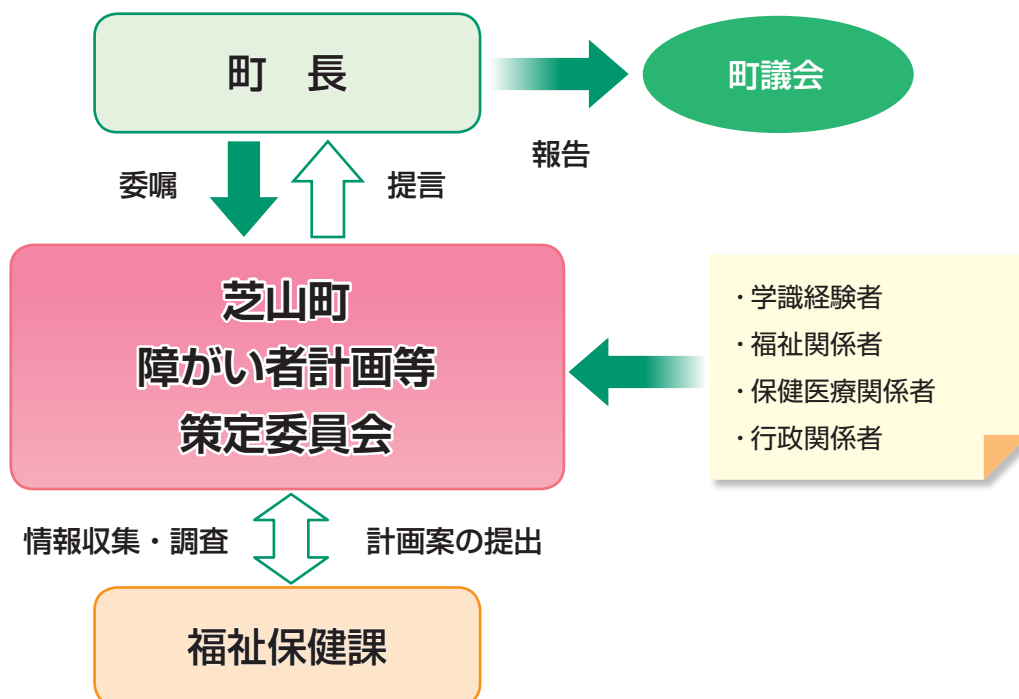
年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
第 4 次 障がい者計画				必要に応じて見直し		
第 5 次 障がい福祉計画						
第 1 次 障がい児福祉計画						

◆ 計画の対象者

芝山町障がい 3 計画の対象者である障がい者・障がい児とは、障害者基本法第 2 条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」及び関連法によるものとし、また、障害者権利条約の趣旨に鑑み、あらゆる障がいを有する人を対象とします。

◆ 計画策定の趣旨

本計画は以下の体制により策定しました。



◆ 計画の基本理念

第4次芝山町総合計画では、保健福祉分野の施策の大綱として、「共に支えあうまちづくりをめざして」を設定し、また、「第3次芝山町障がい者計画」においては、基本理念として、「互いに自立し、支えあい、交流する福祉のまち」を掲げています。

障がいの有無や、年齢・状態等の違いに関わらず、芝山町のすべての町民が、希望に満ちた暮らしを目指し、地域でともに暮らしながら、手助けを必要としている方への地域でのサポートに努めることが重要になっており、町民皆が目指している障がい者施策の理念として、第3次障がい者計画の基本理念を踏襲し、「互いに自立し、すべての町民と共に支えあい、交流する福祉のまち」とし、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を積極的に推進するものとします。

互いに自立し、すべての町民と共に支えあい、交流する福祉のまち

この理念は、障がいのあるなしに関わらず、誰もが互いに自立し、すべての町民が喜びや生活の充実を味わうとともに、連携と共生の考え方によって、支えあいのある地域社会を実現していくことを表しています。

この基本理念に基づき、町民の誰もが尊重され、安心して地域の中で自分らしくいきいきと暮らせる芝山町を目指します。

◆ 施策の体系

芝山町第4次障がい者計画、第5次障がい福祉計画、第1次障がい児福祉計画の施策の体系を以下のとおり設定します。

項目	施策内容
第4次障がい者計画	1 啓発・広報活動の推進、行政等における配慮の充実
	2 保健・医療サービスの充実
	3 生活支援サービスの充実、差別の解消や権利擁護推進等
	4 教育・育成の充実
	5 雇用・就業の確保、経済的自立の支援
	6 生活環境の整備充実、意思疎通支援の充実等
	7 学習・スポーツ活動の促進
第5次障がい福祉計画	1 第5次障がい福祉計画の基本方針
	2 障がい福祉サービスの利用状況と見込量
	3 地域生活支援事業
	4 成果目標
	5 相談支援体制の充実・周知
第1次障がい児福祉計画	1 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本方針
	2 障がい児支援サービスの利用状況と見込量
	3 成果目標
計画推進に向けて	1 計画の推進体制
	2 計画の進行管理と評価
	3 町民、障がい者・家族等による参画の推進
	4 人材の確保・育成
	5 行政職員の資質向上
	6 財源の確保

◆ 第4次障がい者計画の主な内容

第4次障がい者計画の施策の主な内容は以下のとおりです。

1 啓発・広報活動の推進、行政等における配慮の充実

- ◆大人も子どもも、男女の区別なく、すべての町民が互いに尊重しあい、障がいへの正しい理解を深めるため、家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、様々な媒体を活用し、多様な機会を通じて、啓発活動を推進していきます。
- ◆障がい者(児)がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障がいのある人の特性に応じた合理的配慮の提供を行います。
- ◆行政機関の窓口等における障がい者(児)への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、利便性への配慮に努めます。

2 保健・医療サービスの充実

- ◆障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努め、障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。
- ◆精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進めます。さらに、精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を検討します。

3 生活支援サービスの充実、差別の解消や権利擁護推進等

- ◆自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。
- ◆障がいの有無に関わらず町民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めます。
- ◆障がい者及び障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上と利用支援に取り組みます。
- ◆障がいを理由とする差別の解消を進めるため、町、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や町民の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を実施することにより障害者差別解消法等の施行を図ります。

- ◆障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

4 教育・育成の充実

- ◆障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、町民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限りともに教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。
- ◆障がい者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障がい者が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障がいの特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組みます。

5 雇用・就業の確保、経済的自立の支援

- ◆働く意欲のある障がい者(児)がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労における就労率の上昇や工賃水準の向上を図るなどの支援を推進します。
- ◆雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がい者(児)の経済的自立を支援します。

6 生活環境の整備充実、意思疎通支援の充実等

- ◆障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、利便性に配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、社会的障壁の除去を進め、利便性の向上を推進します。
- ◆障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。
- ◆障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。
- ◆障がい者が円滑に情報を取得・利用し意思表示や意思疎通を行うことができるように、情報通信利便性の向上、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等、情報の利用における利便性の向上を推進します。

7 学習・スポーツ活動の促進

- ◆生涯学習活動への参加を通じて、障がい者(児)の生活を豊かにするとともに、町民の障がいのある人への理解と認識を深め、障がい者(児)の自立と社会参加の促進に寄与するものとします。
- ◆スポーツ、レクリエーション活動を通じて、障がい者(児)等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

◆ 第5次障がい福祉計画の基本方針及び成果目標の設定

第5次障がい福祉計画においては、以下の基本方針と成果目標を設定します。

- (1) サービス提供体制の充実
- (2) 就労に向けた支援の充実
- (3) 居住の場の確保に向けた支援の充実
- (4) 障がい児への支援体制の充実
- (5) 相談支援体制の充実

項目		目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成 28 年度末時点の入所者数	
	平成 32 年度末時点の入所者数	6
	地域生活移行者数	1
	地域生活への移行割合	16.7%
	施設入所者の削減数	0
	施設入所者の削減割合	0
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成 32 年度末まで、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1
地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末まで、地域生活支援拠点の整備数	1
福祉施設から一般就労への移行	平成 28 年度一般就労移行者数	
	平成 32 年度一般就労移行者数	0
	一般就労移行の増加割合	0%
就労移行支援事業	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業利用者数	
	平成 32 年度末時点の就労移行支援事業利用者数	2
	就労移行支援事業利用者の増加割合	0%
	平成 32 年度末時点の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合 (%)	0%
就労定着支援事業	就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率 平成 31 年度末 (%)	0%
	就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率 平成 32 年度末 (%)	0%

◆ 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条の規定に基づき、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく「芝山町地域生活支援事業」を実施します。

◆ 第 1 次障がい児計画の基本方針及び成果目標の設定

第 1 次障がい児福祉計画においては、以下の基本方針と成果目標を設定します。

- (1) 身近な場所で提供する体制整備
- (2) 地域支援体制の構築
- (3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (4) 地域社会への参加・包容の推進
- (5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (6) 障害児相談支援の提供体制の確保、「子ども・子育て支援新制度」との連携

区分	目標値
平成 32 年度末まで、児童発達支援センターの設置数	1
平成 32 年度末まで、保育所等訪問支援の体制の構築	1
平成 32 年度末まで、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1
平成 32 年度末まで、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1
平成 30 年度末まで、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置数	1

芝山町第 4 次障がい者計画・第 5 次障がい福祉計画・第 1 次障がい児福祉計画

〈概要版〉平成 30 年 3 月

発行／芝山町福祉保健課（電話 0479-77-3914） 〒 289-1692 千葉県山武郡芝山町小池 992